

政治的リテラシーの重層性

J. ランシエールから H. アレントへ

田中 智輝・村松 灯*

The Multi-layered Nature of Political Literacy
— from J. Rancière to H. Arendt —

TANAKA Tomoki, MURAMATSU Tomo*

(Received September 24, 2021)

はじめに

(1) 本研究の目的

本研究の目的は、「政治的リテラシー (political literacy)」の概念を問い直すことである。政治的リテラシーの育成に関しては、バーナード・クリック (Barnard Crick, 1929-2008) の研究[Crick 2000]や、彼が委員長を務めたシティズンシップ教育諮問委員会の報告書 (通称『クリック・レポート』) が重要な拠り所とされてきた。クリックはイングランドの中等教育におけるシティズンシップ教育必修化の理論的基盤を提供した政治哲学者であり、政治を「相異なる利益の創造的調停」[Crick 2000: 36=58]ととらえたうえで、政治的リテラシーを「知識・技能・態度の複合体」[Crick 2000: 61=89]としてその要素を体系的に示した。

しかしながら、本国イングランドではクリックないし『クリック・レポート』以降、ナショナル・アイデンティティや公共性の位置づけに関してすでに問い直しが進んでおり、一定の理論的蓄積がなされている。こうしたイングランドにおける『クリック・レポート』以降の行政的・政策的な動向およびそれに伴うさまざまな議論については、すでにポスト・クリックのシティズンシップ教育論として整理されている[蓮見2014]。さらに、政策や制度についての議論にとどまらず、それらの諸実践の基底にある教育思想を問い直す試みも着手されている[Biesta 2011]。

以上のような動向はイングランドに限られるものではない。日本においても、クリックの政治的リテラシー論に示唆を得た教育実践が一定の広がりを見せている。こうした状況において、『クリック・レポート』以降のシティズンシップ教育に関する理論的・実践的蓄積の再

検討が求められるとともに、それをふまえたポスト・クリックのシティズンシップ教育論を展望することが求められるものと思われる。

そこで本研究では、シティズンシップ教育の柱である「政治的リテラシー」の概念を捉え直すことを試みる。こうした試みを通して「政治的リテラシー」が相異なる二つの政治性を含みもつ重層的な概念であることを示したい。

(2) 課題と方法

政治的リテラシーの捉え直しに向けた本研究の検討は、以下の三点を主な課題とする。

第一に、ポスト・クリックのシティズンシップ教育の理論と実践を概観することが挙げられる。ここでは、主に日本におけるシティズンシップ教育をめぐる実践の蓄積からいかなる理論的な示唆が得られるか考察するとともに、こうした実践的蓄積と平行して、シティズンシップ教育を捉え直す理論的試みにおいていかなる議論がなされているのかを確認する。(1章)

第二に、フランスの政治哲学者・美学者であるジャック・ランシエール (Jacques Rancière, 1940-) の「政治 (politique)」と「ポリス (police)」の概念を手がかりに、政治的リテラシーの概念においてこれまで明示的に捉えられてこなかった政治性の位相を明らかにすることが挙げられる。先取りして言えば、それは「非-合意 (dissensus)」という語において捉えられる。第二の課題においては、この「非-合意」がいかなる意味で政治的と言いつけるのか、「非-合意」として見出される政治的主体化とはいかなるものかについての考察を試みたい。(2章)

* 帝京大学理工学部 講師

第三に、「非-合意」の有する政治的契機という観点を導入した際、「合意 (consensus)」概念がいかに捉え直されるのかについての考察を試みる。その際、政治思想家であるハンナ・アレント (Hannah Arendt, 1906-1975) の政治論を補助線として、「政治的合意」の可能性を示すこととする。(3章)

1. 政治的リテラシーの捉え直しに向けて

(1) 実践における意思決定・合意形成能力の強調

イングランドの中等教育段階における科目「シティズンシップ」の必修化以降、シティズンシップ教育の実践は日本においても広く根づきつつある。こうした授業実践にはクリックの政治的リテラシー論をふまえたものも少なくないが、そこでは意思決定や合意形成の能力が強調される傾向にある。

例えば、社会科教育の分野においてシティズンシップ教育の重要性を論じる水山は、「社会科における市民的資質育成の中核は、合理的な意思決定能力の育成にある」[水山2003:11]と述べ、意思決定ないし合意形成を目指す授業を提案している[水山2003]。また、シティズンシップ教育の先進校であるお茶の水女子大学附属小学校では、クリックの議論をふまえて独自の「政治的リテラシー」理念を掲げているが、同校の実践もまた、このような傾向を持つものとして整理されてきた。すなわち、同校におけるシティズンシップ教育の実践は、形成されるべき市民的資質として「価値判断力と意思決定力」を挙げ、これらの能力を育成するために、「論争的問題 (controversial issues)」の学習や問題解決に向けた提案を意図した授業を行ったものとされる[藤原2008:104]。

しかし、政治的リテラシーは、このようにもっぱら合意形成型のリテラシーに還元されるものなのだろうか¹。シティズンシップ教育の教育実践が一定程度蓄積されつつある現在、これまでの政治的リテラシー理解に関しても見直されるべき時期にきているように思われる。そして、この再検討のためのてがかりは、明示的には意思決定や合意形成の能力の育成を目指す実践そのもののなかにも潜在しているのではないだろうか。例えば、論争的問題を導入した実践のなかには、合意形成や問題解決に向けた能力とは異なる政治的リテラシーが育成される可能性が示唆されている[志田ほか2013][村松ほか2017]。本稿は実践そのものを扱うわけではないが、実践に潜在する政治的リテラシーの捉え直しの契機を理論的に検討することを課題としている。

(2) ポスト・クリックの教育思想—ランシエールの導入に着目して—

「はじめに」では、クリック以降、政治哲学あるいは行政の分野で新たな議論が生じていることを指摘したが、クリックを批判的に乗り越えようとする試みは、教育思想の領域においても始まりつつある。こうした試みにおいて重要なてがかりの一つとされているのが、ラディカル・デモクラシーの思想、とりわけ本稿でも取り上げるランシエールの議論である。

先行研究においてランシエールを導入する方向性は、大きく分けて二つある。一つ目の方向性においては、彼の議論は、民主主義社会の実現に向けて教育が果たすべき役割を考察する際の理論的基盤として参照される。例えば、広田[2014]は、「メリトクラシーを掣肘するデモクラシーの可能性と、それに向けた教育の役割」[広田2014:359]を、ランシエールのデモクラシー論から検討している。

二つ目の方向性は、シティズンシップ教育において育成されるべき市民的資質を論じる際のでがかりとして、彼の議論に着目するというものである。この方向性でランシエールを導入する代表的論者として、ガート・ビスタ (Gert J. J. Biesta, 1957-) を挙げることができる。ビスタは、シティズンシップが教育の「結果」としてとらえられることに疑義を呈し、この文脈でクリックを批判している[Biesta 2011:13=26]。彼によれば、このことが問題であるのは、「よきシティズンシップ」とは何であるかを問うことなく、それを引き起こすための効果的な手段にのみ焦点が当てられており、その結果「若者をまだ一人前の市民ではないという、問題のある位置におくことになる」からである[Biesta 2011:13=27]。ビスタはさらに、ランシエールをてがかりとしつつ、デモクラシーの「本質」は特定の秩序に還元することができず、それゆえ私たちは「よきシティズンシップ」の内実を前もって知ることはできないと論じ、デモクラシーにおける政治的主体像を「無知な市民 (ignorant citizen)」として提示する[Biesta 2011]。

本稿は、シティズンシップ教育において育成されるべき市民的資質、特に政治的リテラシーを論じる文脈でランシエールを参照するビスタの議論をふまえたうえで、彼とは異なる結論を導く。というのも、ビスタの議論においては、既存の秩序に対する〈切断〉の行為そのものがもつ政治性と、こうした〈切断〉の行為を通して新たな秩序を確立することがもつ政治性との間に、解くことのできない緊張関係があることが看過されているからである。本稿はかかる緊張関係を明らかにしたうえで、それを踏まえた政治的リテラシー概念の再解釈を試みる。その意義については次章以降の検討を経て改めて論じることとしよう。

2. 「非-合意」の政治性

(1) ランシエールにおける「ポリス」と「政治」

ランシエールは、一般に政治と呼ばれるもののうちに、原理的に異なる二つの論理が含まれていることを指摘する。それにもかかわらず、これまで「この二つの論理は一般に政治という名で混同されて」[méSENTente: 51=58]きた点を彼は鋭く批判する。ランシエールによれば、この「人間の共存在の二つの論理」は「ポリス」と「政治」として区別されるべきものであり、政治的活動は「この二つの論理を分割する活動に他ならない」[méSENTente: 51=58]という。

ランシエールにおいて「ポリス」とは、「本質的に、当事者の分け前があるかないかを定義している、一般的には不文律の法」[méSENTente: 52=60]であるとされる。この「不文律の法」は、「見えるものと語りうるものの秩序」を定める。したがって、「ポリス」とは、市民として見られ、その言葉が言説として聞かれる者とそうでない者を分ける境界線をなすものであり、「ある身体にその名前に応じて何らかの地位や役割を割り当てるような」[méSENTente: 52=60]感性的なものの布置である。そして、そうした「ポリス」においてなされるのは、その共同体に属する者たち—すなわち、すでに見られ聞かれる者たち—によるコミュニケーションを介した「合意 (consensus)」の形成や利害調停の試みである。そこで話し合われるのは、その共同体に属する人々の分け前をいかに分配するのが妥当かということである。言い換えれば、分け前の妥当な計算方法が問題とされるのである。このように、ある共同体の構成員にパイを分ける際に、その分配の妥当な計算方法を議論するのが「ポリス」の論理である。よって、そこで問題となるのは、利益と損失の均衡(算術的平等)、あるいは能力に応じた配当(幾何学的平等)の計算である²。こうしたプロセスにおいて、「合意」の妥当性は理性的で論理的なコミュニケーションの能力に求められることとなる。

他方、ランシエールが「政治」の名において提案しようとするものは、「ポリス」の活動と対立する。

私はここで政治という名を、ポリスの活動と対立する、十分に特定された活動に割り当てるよう提案する。すなわち、当事者を決め分け前があるかないかを決める感性的なものの布置を、定義上その布置のなかに場所をもたぬ前提、つまり分け前なき者の分け前という前提によって切断する活動である。この切断は、当事者を決め分け前があるかないかを決めてきた空間を再配置する一連の行為というかたちで現れる。政治的活動とは、身体をかつて割り当てられてきた場所からずらし、そうしてその場所の運命を変えるような活動である。政治的活動は、

今まで見られる場をもたなかったものを見えるようにし、音だけがあったところに言説が聞こえるようにし、音としてしか聞かれなかったものを言説として聞こえるようにする。[méSENTente: 52=53=61]

「政治」とは、所与とされている秩序(感性的なものの分割=共有)の論理を切断し、それを通じて、見えないものを見えるように、聞こえないものを聞かれるように(音を言葉に)、分け前なき者の分け前を計算に入れるようにすることである。ランシエールは「政治」を、感性的なものの分有によって根拠づけられた既存の「ポリス」の秩序を断ち切る実践として定義する。したがって、ランシエールにとって「政治」とは権力の行使でも、権力のための闘争でもない。あるいは、法や制度が政治の枠組みを定めているわけでもない。「政治」とは、そうした枠組みを再構成する活動のことを指す。こうした既存の枠組み、感性的なものの布置の再構成は、「ポリス」の論理と「政治」の論理の衝突において生じる。そして、この衝突は、「非—合意 (dissensus)」³の形式をとるものである。

先に述べたように「ポリス」の論理が「合意」、すなわち妥当な計算に基づくものであるとするならば、「政治」の論理は「非-合意」、あるいは計算違いに基づくものである。ランシエールによれば、「政治」は、「つねに間違った計算、重複する計算、あるいは計算違いであるような、共同体の「当事者たち」の計算に基づいている」[méSENTente: 25=25]のである。ここで言われている「政治」において根本的な間違いとは、「当事者たち」の間でなされる算術における間違いではない。それは、誰が「当事者」かという計算において常に生じる間違いである。したがって「政治」とは、いかに分け前を計算するかではなく、誰が分け前に与るのかそれ自体を問う行為である。つまり、パイに与るはずのない者にパイを配るという「間違い」こそが「政治」における根本的な「間違い」なのである。そして、「非-合意」として表明されるのはこの「計算違い」である。

(2) 「非-合意」としての政治的主体化

以上で確認したように、ランシエールは、合意形成や利害調停ではなく、「合意」に向けたコミュニケーションを中断すること—すなわち「非-合意」—に「政治」の語をあてる。

政治の舞台、係争を共同の場に置く逆説的な共同性の舞台は、共通の言語に属している対象や目的に基づいて構成される参加者同士のコミュニケーションというモデルとは同一視されえないであろう。

[méseintente: 79=92]

ここで述べられているように、「政治」における共同性は、言語の共有によるものでも、目的の共通性によるものでもない。「政治」における共同性は、いまだ何も共有していないということの「共同」の表明において逆説的にたち現われるものである。そしてこの表明、すなわち、すでに何かを共有している者たちの「合意」に係争をかける「非-合意」の実践において生じるのが「政治的主体化」である。よって、ランシエールにおいて「政治的主体化」とは何らかの「規律化」を含意するものではない。それは、「ポリス」の秩序やそこで所与とされているある役割、あらかじめある布置への同一化から「主体」を引き離す実践である。「政治的主体化」について、ランシエールは以下のように述べている。

あらゆる主体化は、脱自己同一化であり、自然な地位からの離脱であり、誰であれ計算されるような主体空間の開示である。というのもそれは、計算されないものの計算の空間であり、分け前と分け前の不在とを関係づける空間だからである。[méseintente: 60=71]

端的に言うならば、「政治的主体化」とは、その主体が本来とるものと考えられていた地位からのずれを指す。ランシエールによれば、こうした主体につけられた最初の名は「民衆」であった。「民衆」（あるいは「労働者」「女性」であれ）とは、本来分け前（権利）に与りえないとされる者につけられた名である。しかし、その名において声が聞かれるとき—「民衆に権利を」という叫びが声として聞かれるとき—それは、分け前なき者（言葉を発することがないとされた者）に分け前が付与されることを意味する。その際、「民衆」という名は、「分け前なき者であり、かつ分け前に与るべき者である」というずれ、二重性を表明するものとなる。こうした既存の地位からのずれを、ランシエールは「政治的主体化」と呼ぶのである。それは、ある所与の主体に付与された明証性からその主体を引き離し、同一性を揺るがすことである。

非-合意は、知覚されるもの、思考しえるもの、為しえるものの明証性と、共通の世界の座標を知覚し、思考し、修正する能力のある者たちとない者たちの分割とを、同時に不問に付すのである。そこにこそ政治的な主体化のプロセスは成り立つ。それは、物の数に入っていなかった諸能力が活動することで所与の統一性および見えるものの明証性を引き裂き、

可能な事柄の新たな地形図を描き出すことなのである。[spectateur: 55=62]

「政治的主体化」はポリスの秩序に差異を刻み込む。そして、「この差異によって、主体の名前が、共同体の同定された当事者全体と異なるものとして刻み込まれる」[méseintente: 61=72]のである。このように、ランシエールにおいて「政治的主体化」は、既存の秩序によって与えられた明証性、同一性からの離脱であり、それによって「ポリス」に差異をもたらすことを意味する。しかし、そうした、切断の実践—共有の事柄の空間を描き直すような、集团的発話行為を発明すること—はいかにして可能になるのだろうか。次節では、この点についての考察に進みたい。

(3) ディセンサスはいかにして可能となるのか

既存の枠組み、感性的なものの布置の明証性を問うこと、すなわち解放—それは「非-合意」を伴う—はいかにして生じるのか。ランシエールはそのはじめを「じっと見ること」に見いだす。彼は観客（spectateur）の政治性を論じた著作『解放された観客』において以下のように述べている。

解放は、じっと見るのが位置〔地位〕のこのような分配[一つの感性的なものの分割=共有、すなわち位置〔地位〕に結びついた能力と無能力のアプリオリな分配: 補足引用者]を確証したり、あるいはそれを変容したりする行為でもあることが理解される時に始まるのである。観客もまた、生徒や学者と同様に行動する。観客は観察し、選択し、比較し、解釈する。自分が見ているものを、違う舞台のうで、あるいは別種の場合ですでに目にした数々のものに結びつける。そして自分の目の前にある詩を構成する要素を使って、自分自身の詩を組み立てる。パフォーマンスを自分なりにやり直すことで、それに参加するのである。[...]こうして、観客は距離をとった観客であると同時に、提示されたスペクタクルの能動的な解釈者ともなるのである。[spectateur: 19=18]

「じっと見ること」は、あるテキストを、それに込められた作者の意図、そのテキストが明示的に示すものをその通りを見ることを越える行為である。先んじて何か見るべきものがあり、観客は何か決まったものを見、何か決まったものを感じとり、理解し、しかじかの帰結を引き出すのではない。そうではなく、「よく見ること」は、そのテキストに関わるあらゆることとの関連をつぶ

さに観察することによって、むしろ既存の原因と結果の連続性を切断する。この切断において、観客はある知の伝達の受け手ではなく、解釈することを通じてそれ固有の政治性を発揮するのである。

連結し分離するこの能力にこそ、観客の解放、すなわち観客としてのわれわれひとりひとりの解放が存在している。観客であることは、能動性へと変えられなければならないような受動的な状態なのではない。
[spectateur: 23=23]

「じっと見ること」は、その観察の対象がいかなる枠組みのうちに置かれているのか、いかなる布置をとるものであるのかを確認するとともに、その布置を変容させる行為を含むものである。したがって、「じっと見ること」は、見る対象との同一化を意味しない。それは、あらかじめ与えられた布置に基づいて対象を理解するにとどまらず、新たな解釈を持ち込むことを通してその布置を変えようといった差異化の契機を含むものである。ある対象が徹底的に見られることによって、ただ一つの事実、唯一妥当な解釈ではなく、複数の異なる解釈と複雑に絡み合う事実とが露わとなるのである。こうして表明される差異は、白と述べている人と黒と述べている人のあいだの差異ではない。それは「白と述べている人と、白と述べてはいるが少しも同じことを考えていない人とのあいだ、あるいは相手が白という名詞で同じことを述べているのにそれを少しも理解していない人とのあいだの衝突」[mésentente:12=9]として現われる差異である。このように、同じ語で異なることを語ることによって、すでに見られ聞かれているものの明証性を引き裂くものこそ「非-合意」と呼ばれるものである。したがって、「非-合意」は、「合意」の欠如ではない。「非-合意」は、「合意」とは異なる論理、異なる語法においてはじめて可能となるのである。

これまでの議論をふまえると、ランシエールはもっぱら自身の提起する「政治」の論理、あるいは「非-合意」にのみ政治性を見出しており、「ポリス」にはなんら政治的な意義を認めていないような印象を与えるかもしれない。確かに、彼が従来政治と名指されていたものを「ポリス」と「政治」に区別し、後者こそが政治的実践の名に値するとしたことに鑑みれば、そういった印象を受けるのももっともである。しかしながら、以下のような記述を見れば、ランシエールが「ポリス」を破棄すべきとしたわけではないことは明らかであろう。

最悪なポリスと最良のポリスが存在する。結局、最良のポリスは、自然的だとされる秩序や立法者

の知恵から生まれたポリスではなく、たいていの場合、平等論理の不法侵入によって「自然的」論理から切り離されることになったポリスである。
[mésentente: 54=62]

ここで述べられているように、ランシエールは「最良のポリス」の存在を認めている。それが彼の批判するところの「ポリス」と異なるのは、「最良のポリス」は自然的だとされる秩序、あらかじめ与えられた能力（身体的、知的な能力など）や属性（民族、階級、性別など）の共通性によってもたらされるのではないという点においてである。むしろ、そうした共通性をもたないものをつなぐ「共有化」によって立ち現れるのが「最良のポリス」である。

政治的共同体とは、共通の本質や共通なものの本質の実現ではない。それは、共通のものとして与えられていないものを共有化することである。すなわち、見えるものと見えないものあいだ、近いものと遠いものあいだ、現前と不在のあいだに。この共有化が前提しているのは、所与のものを所与ではないものに、共同のものを私的なものに、固有のものを非固有のものにつなぐ連帯を構築することである。
[mésentente: 186-187=223]

「ポリス」はこの不断の「共有化」によって更新される限りにおいて「最良の」ものとなる。ただし、こうしたランシエールの「ポリス」についての言及は限定的なものにとどまらざるをえない。というのも、「政治」と「ポリス」を混同してきた従来の政治論を批判し、「ポリス」の論理と「平等」の論理の衝突という出来事のみ「政治」の政治性を見出そうとするランシエールにとって、「ポリス」は依然として政治的にはネガティブな地位に置かれざるを得ず、「ポリス」の政治的意義についての考察は背景に退くこととなるからである。

こうした事情は、アレントに対する彼の批判にも反映されている。ランシエールは、「ポリス」と「政治」を混同し、結果として「政治の係争の対象である」はずの「ポリス」を、「政治の基盤として取り違えた」者の例としてアレントを「みせしめ」にするのである[thèses: 246=31]。そこでアレントは「同等な存在や自由な人間に特有の世界」[thèses: 246=31]を前提として、そこに政治の基盤を見出したとして厳しく糾弾される。つまり、アレントの政治論は「ポリス」にあたるものを政治と呼んでいるというのがランシエールの見方である。

しかしながら、こうしたランシエール自身によるアレント解釈とは異なり、アレントの政治論はランシエール

の「政治」を看過するものではないものと思われる。むしろ、彼女の政治論は「政治」と「ポリス」との緊張関係にこそ政治性を見出すものとして理解することができるのである。よって、ランシエールは意に反してアレントの政治論、とりわけ彼女の「活動 (action)」の概念を先鋭化させることによって、自身の「政治」概念を提示したものと考えられよう。翻って、アレントにおける政治は、ランシエールの「政治」と「ポリス」の両方をその射程に含み込むものである。したがって、ランシエールの議論においては後景に退かざるを得ない「ポリス」および「合意」の政治的意義についての検討に踏み込もうとする際、そのてがかりをアレントの政治論に求めることができよう。つづく3章ではアレントの政治論を手がかりに、合意の政治性を捉え直すとともに、「政治」の論理と「ポリス」の論理がいかなる緊張関係を有するのかを明らかにする。

3. 非-合意への合意

(1) アレントにおける権力の「構成 (constitution)」—構成する行為と構成されたものの不可分性

アレントは『革命について (On Revolution)』の中で、革命の目的が「自由の構成 (the constitution of freedom)」にあることを指摘した上で、「構成」という語の多義性を以下のように説明している。

“constitution”という言葉は、明らかに多義的で、構成する (constituting) 行為を意味すると同時に、書かれた文書に具体化しているばあいであれ、イギリスの国制のように制度や慣習や判例のなかに含まれているばあいであれ、とにかく「構成された (constituted)」政府の法律と規則を意味している。 [OR:136=227]

ここでは、「構成」という語が、革命のような既存の秩序に対する〈切断〉の行為と同時に、その行為がある特定の秩序に結実したのものとしての法律や規則を指すものとして理解されている。すなわち、アレントは「自由の構成」というきわめて政治的な出来事のうちに、既存の秩序に対する「非-合意」の契機—ランシエールのいう「政治」と、それが新たな秩序として固定化された「合意」の契機—ランシエールのいう「ポリス」—の双方を見出していたのである。

アレントは「新しい革命的憲法の形式や内容には、革命的なものはもちろんのこと、新しいものさえほとんど含まれていない」 [OR:133-134=224]と述べており、構成する行為それ自体と、構成された制度や文書との間の緊張関係に無自覚であったわけではない。しかし、それ

にも関わらず、彼女はこれらとともに革命を構成する不可欠の契機と見なした。その上で、とりわけ構成する行為が制度や憲法の制定に向かうことを、政治的な「革命 (revolution)」と単なる「反乱 (rebellion)」を区別する一つのメルクマールとして強調している。

反乱や解放が獲得された自由の構成 (constitution) を伴わないばあい、そのような解放ほど無益なものはないのである。なぜなら、「憲法 (constitution) がなければ、道徳も富も軍隊の規律も、さらにはこのようなものいっさいも無益だろう」 […]から。 [OR:133=224]

こうしたアレントの立場は、彼女の「自由 (freedom)」および「権力 (power)」の解釈から理解可能なものとなる。アレントによれば、反乱と革命の違いは、前者が解放 (liberation) を目的とするのに対し、後者は自由の創設を目的とする点にある [OR:133=223]。解放は、生命に関する必要性の充足と、自然権をもつ個人の既存の統治権力からの保護を意味する。これに対して自由は、複数の人びとの間で、一回的で個々人の意図に帰すことのできない出来事を生起させる力、すなわち「権力」が生み出されることを指す。「政治の存在理由は自由であり、自由が経験される場合は活動 (action) にほかならない」 [BPF:145=197] と述べる通り、彼女にとって、自由ないし権力こそ政治の核心をなすものであった。

人びとの間の関係を切断するのが暴力 (violence) であるとすれば、権力は反対に人びとの間の特定の関係性を指し示すものであるといえる。ここで看過しえないのは、暴力とは異なり、権力は他の権力によって滅ぼされることがなく、諸権力間の緊張関係はむしろ新たな権力を喚起する装置となるとされる点である。彼女によれば、これこそがモンテスキューが発見した権力分立の原理であり、この原理は「新しい権力を絶えず生み出す一種のメカニズムを、統治の中心そのものにすえつける」 [OR:142-143=236]。自由は権力の構成を意味するが、権力はそれ自体のなかにさらなる権力あるいは関係性の再構成をもたらさうる構造を含み込んでいるのである。

アレントは、この権力という観点からみると、アメリカ憲法の目的は「権力を制限することではなく、もっと大きな権力をつくりだすこと」にあるという [OR:145=239]。彼女によれば、アメリカ憲法の制定は、それが「革命の権力を打ち固めた」ことに意義があり [OR:145=239]、このことがアメリカ革命成功の重要な契機となった。アメリカ革命が政治的な革命として成功したといえるのは、憲法が権力を構成する行為の原理を打ち固めるものとなりえたから、言い換えれば、構成する行為

が構成されたもののなかに結実できたからなのであった。それは、自由ないし権力の構造そのものによるところが大きい。

以上のように、アレントは、構成する行為と構成されたものが一對のものとして考えられるときにはじめて、両者をともに「政治的」なものとして名指せるようになると論じている。このように、ランシエールがいうところの「政治」と「ポリス」を不可分のものとして理解したとき、「合意」の意味はどのように捉え直されうだろうか。次節では、「同意 (consent)」に関するアレントの議論に着目して、この問いを考察することとする。

(2) コンセンサスの政治的含意

本節で検討対象とするのは、1970年に発表された論稿「市民的不服従 (“Civil Disobedience”）」である。アレントはこの論稿で、「同意にもとづく社会 (a society of consent) における市民の法律に対する道徳的關係」[CR:51=47]という主題のもとに、市民的不服従の政治的含意を考察している。この論考において彼女は、市民的不服従をアメリカ革命以来の伝統、すなわち、前節で検討した「自由の構成」の伝統と合致するものとして評価する。権力分立に関する議論ですでに示唆されていたように、自由ないし権力の構成は一度限りのものではない。それは、さらなる構成あるいは再構成の契機を含み込むものであり、また、その限りにおいて政治性をもつものと理解される。そして、そのようになり返される再構成は、構成されたものに対する異論や抵抗のかたちをとって現われてくるのである。彼女の議論の展開に沿って、この点をより深く検討してみよう。

アレントは、「法律に従わなければならないという市民の道徳的責務は、伝統的に、市民がその法律に同意したか、あるいはかれ自身が実際にその法律の制定に加わっていたという想定から、また、法の支配のもとでは人間は他人の意志に従うのではなく自分自身にだけ従うのであるという想定から引き出される」[CP:84=76-77]としたうえで、以下のように論じる。

同意 (consent) —共同体の各市民は自発的に共同体の一員になったと想定されなければならないということであるが—は、(帰化の場合をのぞけば) 少なくとも原初的契約[社会契約—引用者補足]と同様に擬制であると非難される可能性があるのは明らかである。こうした非難は法的小および歴史的には正しいが、実存的小および理論的には正しくない。人はだれでもある特定の共同体の一員として生まれ、その共同体に歓迎され、そのなかでくつろげる場合のみ生き延びることができる。新しく生まれてくる

すべての人の事実的な状況には、ある種の同意 (a kind of consent) が含まれている。いいかえれば、かれが生まれつき属している特定の集団のなかで行われている世界という大いなるゲームを律しているルールにある意味で従うということが含まれているのである。[CR:87-88=80]

実存的にみれば、私たちが生き延びることができるのは、ある特定の共同体の一員として歓迎され、その共同体を可能にしている原理に従っている場合である。アレントは、この意味における同意を「暗黙の同意 (tacit consent)」と呼ぶ。しかし、こうした暗黙の同意を自発的な「同意」と呼びうるのは、異論 (dissent) を述べることが実際に可能であるときに限られる。

われわれはみなある種の暗黙の同意によって生きており、生き延びるのであるが、だからといってそれを自発的と呼ぶのはむしろかしいだろう。[…]けれども、子どもが大人になった暁には、異論を述べること合法的であり事実としても可能であるような共同体にたまたま生まれてきたのであったなら、それを自発的と呼んで呼べないこともないだろう。異論には同意が含まれているのであって、自由な統治の目印となる。[CR:88=80-81]

「異論を唱える権利のなかに含まれている同意」[CR:88=81]は、同時に、〈同意のなかに含まれる異論を唱える権利〉を意味している。というのも、同意と異論を唱える権利はともに「活動 (action) を喚起し組織する原理」[CR:94=87]であって、「構成する行為」と「構成されたもの」との関係と同様に、両者が不可分のものと考えられるときにはじめて、これら二つの契機とともに妥当性をもつものとして成り立つからである。

同意は権力や自由の構成を可能にし、それらの正統性を唯一保障するものであると同時に、そうした同意の妥当性は、それに対する異論や抵抗の余地があるかどうかにかかっている。言いかえれば、アレントにおける同意 (consent) とは、「非-合意への合意 (consensus for dissensus)」を意味するものであるといえよう。自由についての以下の記述は、このことを端的に示している。

自由が出現したのは、[…]かれらが「挑戦者」となり、自らイニシアティブをとり、そのことによってそれと知ることあるいは気づくこともなしに、自由が姿を現わすことのできる公的空間をかれらの間に創造し始めたからである。「われわれと一緒に食事をとる度に、自由は食席に招かれている。椅子は

空いたままだが席は設けてある。」[BPF:4=3]

この点に鑑みれば、従来の合意形成の意味もまた、捉え直される必要があるように思われる。これまでの議論では、合意は現時点での利害調停の結果として、あるいは、ある種の問題解決がなされたことの証左としてとらえられるものであり、それを目指すような能力として政治的リテラシーを理解してきたのではなかったか。これに対して、本節で示唆されたのは、「非-合意への合意」ともいうべきものとして合意を理解し直す可能性である。新たな仕方では理解されるこの合意を仮に「コンセンサス」と呼ぶとすれば、私たちは来るべきディセンサスを可能にするものとしての「コンセンサス型リテラシー」を構想しうる地点に達したといえるのではないだろうか。

(3) コンセンサスの「耐久性」—ディセンサス型リテラシーとの緊張関係

前節までの検討で、アレントに依拠しつつ、これまでの合意理解を「コンセンサス」として、すなわち「非-合意への合意」として捉え直す視座を得た。このことは、一見すると、ディセンサスを含むものとしてコンセンサスを提起することによって、ランシエールが問題にした政治的契機を無化してしまっているように見える。

しかし、政治的リテラシーの概念において、ディセンサス型とコンセンサス型とは、前者が後者に（あるいは後者が前者に）包摂される関係としてではなく、重層性によって特徴づけられる関係として捉えられなければならないだろう。というのも、両者はきわめて近似しつつも、なお互いに還元不可能な原理をもつものだからである。すなわち、ディセンサスとコンセンサスとの間には、「耐久性」という点において深い断絶があるのである。ディセンサスの実践が〈瞬間〉に生じるのに対し、ディセンサスの宛先としての「ボリス」ないしコンセンサスは、ディセンサスに対して一定期間〈先在〉していなければならない。ディセンサスとは異なり、コンセンサスは「耐久性」によってこそ特徴づけられるのである。再びアレントの『革命について』に戻って考察を進めよう。

彼女は、アメリカの「建国の父」たちが共和国の権威の源泉を神や自然といった絶対者に求めなかった点に、アメリカ革命の独自性と政治的意義を見出している。彼らは絶対者の代わりに、「自由の構成」の経験そのもの、すなわち複数の人びとの間の権力がもたらす「新しい始まり」の原理に権威の源泉を求めたのだという。

アレントによれば、アメリカにあってこの権威を具体化しているのは、合衆国憲法と最高裁判所による司法制度である。最高裁判所は憲法を解釈することに

よって、すなわち、「一種の連続的な憲法作成 (a kind of continuous constitution-making)」[OR:201=320]によって権威を行使する。そして、この権威の行使は、創設の行為という「新しい始まり」の保存と増大 (conservation and augmentation) を意味するのである [OR: 202-204=321-324]。つまり、彼女によれば、憲法 (constitution) に安定性があってこそ「新しい始まり」の保存と増大はもたらされうるのであり、翻って、憲法が「新しい始まり」を保存し増大させる安定的な〈場〉となるように制定されたということが、アメリカ革命成功の核心にあったというのである。

このようなアレントの議論には、コンセンサスを「非-合意への合意」として理解する視点とともに、そうした来るべきディセンサスへの不断の開かれが、コンセンサスが常に可謬的であることに対する単なる居直りに墮さないための視座が示されている⁴。コンセンサスはディセンサスの実践によって更新され続ける。しかし、そのことによって妥当なコンセンサスを追求することが無意味になるわけではない。むしろ、コンセンサスは来るべきディセンサスに応答しそこなうからこそ、それが不断にもたらされうるような、耐久性ある〈場〉となるように結ばれねばならないのである。前節最後の引用の例でいえば、自由を食席に招くためには、来るべき客に完全に調和する椅子を用意できないことを認めつつ、それでもなお空席を設けなければならない、ということになるだろう。しかも空席は偶然にできるものではないのであって、そこにはいまだ招かれざる客を想起し、応答するための知性が必要とされる⁵。

ここにおいて、コンセンサスはリテラシーの問題と接合される。既存の秩序を〈切断〉するディセンサス型リテラシーとは異なり、コンセンサス型リテラシーはあくまで耐久性ある〈場〉を設けることに向けられる。両者は「だれも一番最初から始めるわけではない」[CR:78-79=72]という事実によって密接に結びつけられると同時に、緊張関係におかれている。その核心にあるのは、中断と遂行、すでにあるものといまだないものとの対立である。

おわりに

本稿での議論を総括すると以下ようになる。1章では、クリックの政治的リテラシー論以降の日本におけるシティズンシップ教育の動向を授業実践および教育思想の観点から概観した。こうした検討を通じて、日本におけるシティズンシップ教育では、政治的リテラシーの概念がもっぱら「合意形成」を重視したものとして受容されてきたことを確認した。しかし、他方で授業実践の蓄積に鑑みると、そこには「合意形成」に還元できない政

治的契機が含まれていることが示唆された。

そこで2章では、ランシエールの「政治」と「ポリス」の概念および「政治的主体化」をめぐる議論をてがかりに、先述した政治的契機を「非-合意」として特徴づけ、政治的リテラシーを構成する重要な要素として指摘した。その上で、「合意」を中断し、議論のアリーナそれ自体に係争をかけるものである「非-合意」をディセンサス型リテラシーとして政治的リテラシーに定位した。

加えて3章では、政治的リテラシーが「ディセンサス」という位相を含むものであるとの提起を受けて、これまで合意と言われてきたものの有する政治的意義はいかに捉え直されるのかについて検討に向かった。その際、アレントの政治論を補助線とすることによって、これまでの合意の理解を問い直し、「非-合意への合意」を原理とする「コンセンサス」として再定位することを試みた。ここにおいて、政治的リテラシーの概念がディセンサス型とコンセンサス型という二つの位相をもつ重層的なものとして捉え直されるとともに、それら二つの政治的リテラシーが緊張関係を有するものであることが明らかとなった。

しかしながら、本稿では今後の課題として二つの問いが残されることとなった。第一に、私たちは教育的な働きかけにおいていかにして「ディセンサス」の契機を準備できるのかという課題が挙げられる。本来予期しえぬものである「ディセンサス」を招来しようとするとき、われわれに求められる態度とはどういったものであるのか。政治的リテラシーの一つとして「ディセンサス」を捉えようとする試みにおいて、教育はこの予期せぬものに対していかに働きかけることができるのかが問題となるだろう。したがって、ディセンサス型リテラシーとコンセンサス型リテラシーの双方がその緊張関係を保ちつついかにして養成されるのが検討されなければならない。本稿で確認された二つのリテラシーについてより詳細な考察を教師論、教材論へと展開していくことが今後の課題となる。

第二に、本稿で提起した議論をシティズンシップ教育に関するポスト・クリックの教育思想としていかに位置づけるかといった課題が挙げられる。例えば、本論ではランシエールに依拠して議論を展開しているポスト・クリックの思想家としてピースタに言及した。こうした先行する議論との相違は、第一の課題についての検討を通じて明らかになるものと考えられる。したがって、今後第一の課題への取り組みと合わせて、クリック以降のシティズンシップ教育思想の編み直しを試みたい。

参考文献

- 引用箇所の訳出に際しては、邦訳を参考にし、必要に応じて適宜改訳した。アレントおよびランシエールからの引用に関しては、略号を用いることとする。
- Arendt, Hannah., *On Revolution*, Penguin Books, 1963. [邦訳] 『革命について』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1995。 [OR]
- Arendt, Hannah., *Crises of the Republic*, Harcourt, 1972. [邦訳] 『暴力について』山田正行訳、みすず書房、2000。 [CR]
- Arendt, Hannah., *Between Past and Future*, Penguin Books, 2006. [邦訳] 『過去と未来の間』引田隆也・齋藤純一訳、みすず書房、1994。 [BPF]
- Biesta, Gert J.J., *Learning Democracy in School and Society*, Sense Publishers, 2011. [邦訳] 『民主主義を学習する』上野正道・藤井佳世・中村(新井)清二訳、勁草書房、2014。
- Crick, Barnard., *Essays on Citizenship*, Continuum, 2000. [邦訳] 『シティズンシップ教育論』関口正司・大河原伸夫・岡崎晴輝ほか訳、法政大学出版局、2011。
- Rancière, Jacques., *La Méésentente: Politique et philosophie*, Galilée, 1995. [邦訳] 『不和あるいは了解なき了解』松葉洋一他訳、インスクリプト、2005。 [méésentente]
- Rancière, Jacques., “Dix thèses sur la politique” in *Aux bords du politique*, La fabrique, 1998. [邦訳] 『政治についての10のテーゼ』杉本隆久・松本潤一郎訳、『VOL』第1号、2006、pp.24-33。 [thèses]
- Rancière, Jacques., *Le spectateur émancipé*, La Fabrique editions, 2008. [邦訳] 『解放された観客』梶田裕訳、法政大学出版局、2013。 [spectateur]
- 小玉重夫『難民と市民の間で』現代書館、2013。
- 志田絵里子・山口恭平・宮地和樹・村松灯・田中智輝・鈴木康弘・永井領児「シティズンシップ教育における論争的問題の検討」『平成25年度学校教育高度化センタープロジェクト報告書』、2014、pp.21-50。
- 蓮見二郎「イングランドにおける政治教育・市民教育の現状と課題」政治思想学会第21回研究大会、於関西大学、2014年5月25日、当日配布資料。
- 広田照幸「メリトクラシーからデモクラシーへ」、広田照幸・宮寺晃夫編『教育システムと社会』世織書房、2014、pp.359-381。
- 藤原孝章「日本におけるシティズンシップ教育の可能性」『同志社女子大学学術研究年報』第59巻、

2008, pp.89-106。

間庭大祐「公的領域の可謬性と抵抗としての活動」
『転換する支配構造』唯物論研究年誌第19号、
2014、pp.225-246。

水山光春「「合意形成」の視点を取り入れた社会科意思
決定学習」『社会科研究』第58号, 2003, pp.11-
20。

村松灯・田中智輝・岩坂尚史「ラディカル・デモクラ
シーからみた論争問題学習の意義：J.ランシ
エールにおけるディセンサスの政治性に着目し
て」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第
56巻、2017、pp.223-232。

註

¹本稿では、政治的リテラシーを合意形成型のリテラシーとして理解することがクリック解釈として妥当であるかどうかについては検討しない。本稿の問題関心はあくまで、クリックの議論をふまえて、今後私たちはどのような「政治的リテラシー」を構想するか、あるいは構想すべきかという点にある。

²算術的平等とは、「商品が交換され損害が賠償される場所の等価性=平等」であり、「利益と損失の埋め合わせを命じる」ものである[mésentente: 24=24]。一方、幾何学的平等とは、「共同体の調和のために、共同体の当事者が公益に貢献している各部分に比例してその当事者が所有している、共有物の分け前のことである」[mésentente: 24=25]。

³ランシエールは合意 (consensus) と対置して非-合意 (dissensus) という概念によって、デモクラシー、合意、コミュニケーションが結びつけられていることへの批判を試みる。なお、dissensusと等価の概念として不和 (mésentente, dis-agreement) がある。

⁴アレントにおける「同意」の可謬性については [間庭 2014]を参照。

⁵紙幅の都合上本稿で扱うことはできないが、この点については、アレントがカントに依拠しつつ論じる「構想力 (imagination)」ないし「代表=再現前化 (representation)」の能力に関する議論が考察のてがかりになると思われる。